

菊川市原子力災害広域避難計画の概要

菊川市役所危機管理課



1 計画策定の目的と趣旨

本市は、中部電力株式会社浜岡原子力発電所のUPZ圏内(約31km以内)に立地しているため、災害対策基本法及び菊川市地域防災計画に基づき、浜岡原子力発電所の稼働の有無に関係なく、浜岡原子力発電所を原因とする原子力災害に備え、原子力災害発生時に市民の皆さまが放射線防護対策を実施し、必要な時には一時移転または避難が実施できるよう、あらかじめ避難等の方法や避難先等について定めた計画を策定する必要があります。

本計画は、静岡県が「浜岡地域原子力災害広域避難計画」で定める原子力災害時における避難の方針・避難方法を反映させ、避難先自治体との協議により避難の際の第一目的地となる避難経路とする施設の公表までの調整が整ったことから策定と位置付けますが、全ての市民の皆さまが何らかの放射線防護対策をとることができ、必要な避難が実施できる計画となるまで、不断の見直しを続けてまいります。

2

避難等の判断基準と実施

浜岡原子力発電所で原子力災害が発生したときには災害の進展に伴い、放射性物質の放出の恐れがある状況となったときには全ての市民に対し「屋内退避」が指示されます。さらに事態が進展し、放射性物質の放出に至った場合には、8つに分割した区域ごとに測定される放射線量の測定値が基準に該当した区域に対して、一時移転あるいは避難の指示が出されます。

＜表1：屋内退避・避難等の判断基準＞

	屋内退避・避難等の判断基準	UPZ(菊川市全域) 内住民等の行動
放射性物質の放出前	警戒事態 例) 震度6弱以上の地震	情報収集
	施設敷地緊急事態 例) 全交流電源喪失	屋内退避準備
	全面緊急事態 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	屋内退避
放射性物質の放出後	○IL6 0.5 μ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、検査結果によっては摂取制限を行います。
	○IL2 20 μ Sv/h超過	1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施します。
	○IL1 500 μ Sv/h超過	数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1日を目安)避難を実施します。

＜表2：避難単位＞

※注：同一避難単位内でも避難先が異なることがあります。

避難単位	避難単位に含まれる地区
避難単位1	小笠南地区
避難単位2	小笠東地区(布引原、丹野、古谷を除く。)
避難単位3	布引原、丹野、古谷
避難単位4	横地・平川・嶺田地区
避難単位5	加茂・内田地区
避難単位6	六郷地区
避難単位7	西方・町部地区
避難単位8	河城地区

3 避難先

全ての住民を本計画の対象とし、あらかじめ避難先の自治体を決めておきます。

避難先は、

避難先 1	避難先	浜松市、湖西市、愛知県豊橋市及び田原市
	事象	原子力災害が単独で発生した場合等
避難先 2	避難先	富山県高岡市、氷見市、砺波市及び小矢部市
	事象	大規模地震との複合災害時などで避難先1に避難できない場合

上記の自治体に避難受入の承諾をいただいておりますが、避難先が同時に被災した場合、台風・風水害などにより避難受入が困難である場合には、避難先1及び2以外の避難先が指示される場合があります。

避難には原則として自家用車を利用しますが、自家用車による避難が困難な方については、一時集合場所に手配されるバス等による避難を計画しています。(6ページ「避難手段」参照)

避難先自治体には1あるいは2箇所の「避難経由所」を設け、避難の受付を行います。また、避難先での生活の場となる「避難所」への割り振りも避難経由所で併せて行います。

避難経由所から避難所への交通手段、避難車両の保管や運用方法については避難する自治体ごとに異なりますので、今後、避難先自治体ごとの「避難受入マニュアル」等の整備を進め、市ホームページなどを通して公表して行きます。

<表3 避難先1：単独災害時における避難受入予定の自治体と避難経由所>

避難先自治体	避難単位（※表1参照）	避難経由所（住所）	避難所
浜松市	1	引佐運動広場 (浜松市北区引佐町東黒田)	避難経由所で指示
	2、3	引佐総合公園 (浜松市北区引佐町伊谷3858-1)	
湖西市	4（横地地区を除く）	湖西運動公園 (湖西市吉美830-1)	
豊橋市 (愛知県)	4（横地地区のみ）、 5、6	豊橋総合スポーツ公園 (愛知県豊橋市神野新田町メノ割1-3)	
田原市 (愛知県)	7、8	田原市白谷海浜公園 (愛知県田原市白磯5)	

<表4 **避難先1** への避難の場合の一時集合場所>

避難単位	地 区	一時集合場所
1	小笠南地区	みなみやま会館
2・3	小笠東地区	くすりん
4	平川地区	ひらかわ会館
	嶺田地区	みねだ会館
	横地地区	横地地区センター
5	加茂地区	加茂地区センター
	内田地区	内田地区センター
6	六郷地区	六郷地区センター
7	西方地区	西方地区センター
	町部地区	町部地区センター
8	河城地区	河城地区センター

※自家用車で避難する際は、一時集合場所を経由しません。

※原則、一時集合場所へは徒歩等で集合します。

<表5 **避難先2** : 複合災害時における避難受入予定の自治体と避難経由所>

避難先自治体	避難単位 (※表1参照)	避難経由所 (住所)	避難所
高岡市 (富山県)	4 (横地地区、上平川、池村、堤、嶺田地区)、 5、6、7 (西方地区、柳町を除く)	高岡スポーツコア (富山県高岡市二塚428-1)	避難経由所で指示
氷見市 (富山県)	7 (西方地区、柳町)、 8	氷見市ふれあいスポーツセンター (富山県氷見市鞍川43-1)	
砺波市 (富山県)	1、3、4 (横地地区、上平川、池村、堤、嶺田地区を除く)	砺波総合運動公園 (富山県砺波市柳瀬241)	
小矢部市 (富山県)	2	小矢部運動公園 (富山県小矢部市平桜字岡山200)	

＜表6 **避難先2** への避難の場合の一時集合場所＞

避難単位	地 区	一時集合場所
1	小笠南地区	みなみやま会館
2	小笠東地区（布引原・丹野・古谷を除く）	くすりん
3	小笠東地区（布引原・丹野・古谷）	くすりん（小笠東小学校）
4	平川地区（上平川・池村・堤を除く）	ひらかわ会館
	平川地区（上平川・池村・堤）	みねだ会館
	嶺田地区	
	横地地区	横地地区センター
5	加茂地区	加茂地区センター
	内田地区	内田地区センター
6	六郷地区	六郷地区センター
7	西方地区	西方地区センター
	町部地区（柳町）	
	町部地区（柳町を除く）	町部地区センター
8	河城地区	河城地区センター

※自家用車で避難する際は、一時集合場所を経由しません。

※原則、一時集合場所へは徒歩等で集合します。

※表2～6をまとめたものを巻末に掲載しています。

4 避難経路

避難を実施する際には「避難退域時検査場所」を経由し、避難退域時検査を受ける必要があります。そのため、避難に用いる経路は東名高速道路、新東名高速道路、国道1号線、国道150号線を利用します。

避難先自治体に至り、避難先自治体ごとに開設された避難経路所までの経路については、主要幹線道路等を利用します。

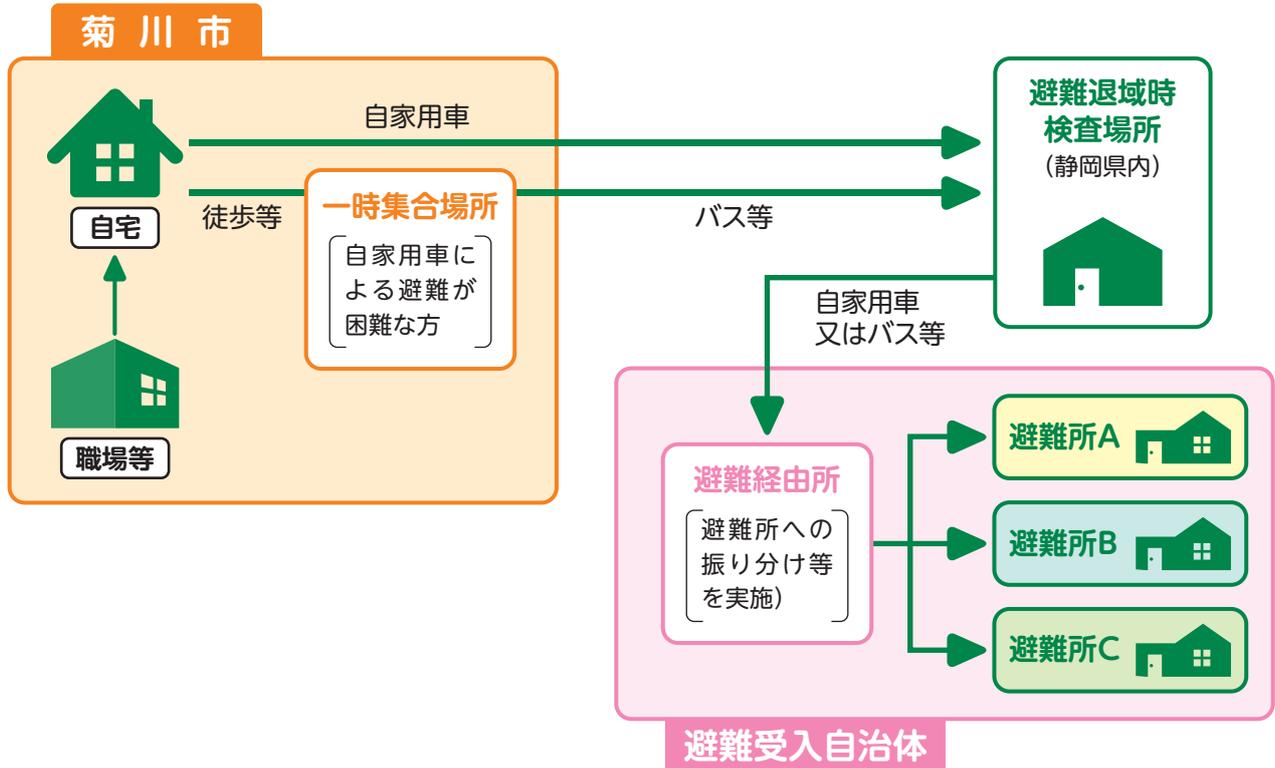


5

避難手段

避難手段は原則として自家用車を利用します。自家用車による避難が困難な住民は、予め指定した一時集合場所から、バス等の避難手段により避難を実施します。

<図1 避難経路所を設けた広域避難実施のイメージ>



※原則として、全面緊急事態の時点で自宅に戻り屋内退避を開始します。

※避難経路所で実施する避難者の受付、避難所の割り振り、避難所への移動方法等は今後、避難先ごとに作成する避難受入マニュアルに基づき実施します。

< 避難手段に関する課題 >

● 冬季における避難の方法

富山県は、降雪・積雪がある地域であるため、雪道を走行するための装備や経験を有している者の少ない当市市民が、冬季に安全な避難が実施できる方法について検討が必要であります。

● 要配慮者の避難支援対策 (交通手段、移送方法)

介護が必要な方、重篤な状態にある方などが避難を行うこととなった際に必要となる、特殊車両の調達、介助の体制などを検討する必要があります。

6

避難退域時検査及び簡易除染

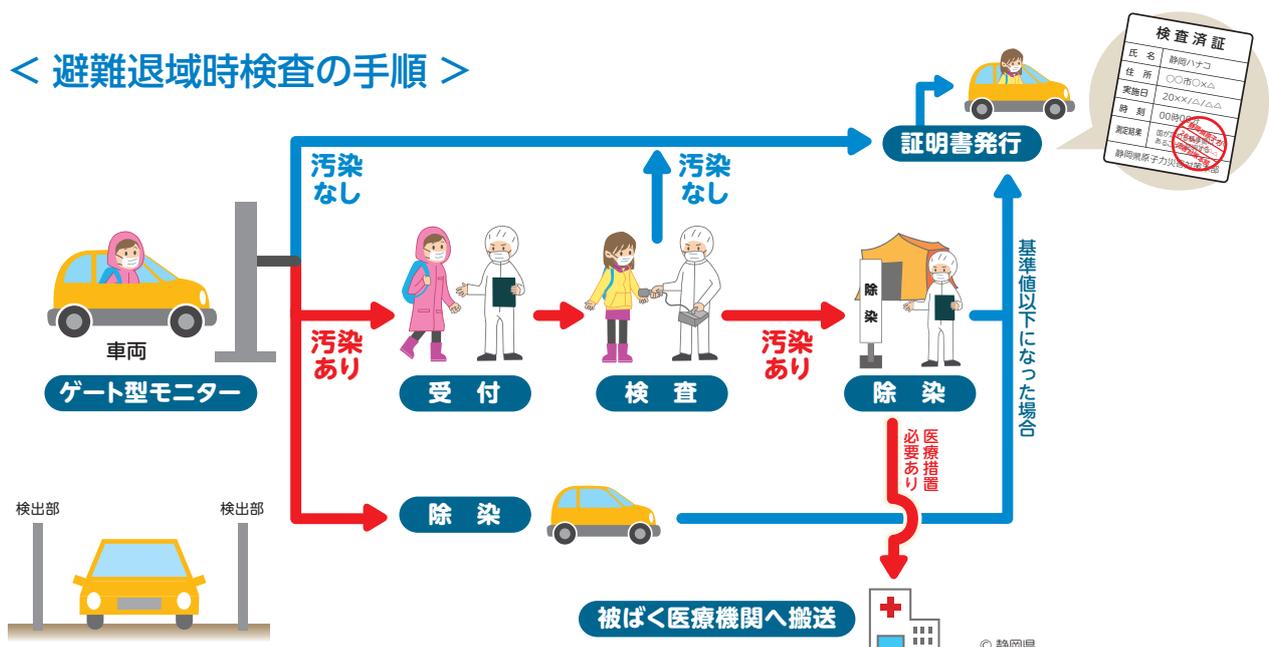
避難実施の際は、市が指定する避難先に避難するかしないかに係らず、避難経路上に設けられた「避難退域時検査場所」で避難退域時検査(車両及び避難者等の放射線測定)を必ず実施し、検査の結果が基準値以下であることを証明する「検査済証」の交付を受ける必要があります。検査の結果が基準値以上となった場合にはその場で簡易除染を行い再検査を受けます。

<表7 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の位置・箇所数>

避難方向	位置	候補箇所
東 方	東名高速道路沿道・IC周辺	日本坂PA、日本平PA
	新東名高速道路沿道・IC周辺	藤枝PA、静岡SA、清水PA
	国道1号沿道	うぐいすPA、県工業技術研究所
	国道150号沿道	(調整中)
	川根本町内	町内公共施設
西 方	東名高速道路沿道・IC周辺	遠州豊田PA、三方原PA、浜名湖SA 航空自衛隊浜松基地
	新東名高速道路沿道・IC周辺	遠州森PA、浜松SA
	国道1号沿道	(調整中)
	国道150号沿道	竜洋海洋公園
	県道沿道	(調整中)
	森町内	町内公共施設

※避難退域時検査場所は県の判断により開設される。

< 避難退域時検査の手順 >



7

安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の服用については、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて原子力規制委員会が必要性を判断します。

緊急時における安定ヨウ素剤の効率的な配布方法については今後の検討課題です。

< 安定ヨウ素剤配布の検討事項 >

● 安定ヨウ素剤の分散備蓄

緊急時にのみ配布が認められている安定ヨウ素剤の配布を効率的に実施するための備蓄の方法について検討する必要があります。

● 緊急配布の方法

静岡県が検討している緊急時対応のマニュアルが完成した時点で、市としての緊急配布マニュアルを作成する必要があります。

8

要配慮者等の避難等

(1) 入院・入所施設等の避難

病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設は、施設の形態や入院者・利用者等の状態に配慮した避難計画を予め策定する必要がありますので、県及び市は施設ごとの避難計画の策定の支援を行います。

病院や施設などでは、屋内退避の指示により屋内退避を開始した段階から、入院・入所者の症例・状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を開始します。

避難が指示されたときには、適切な搬送体制が整ってから避難を実施します。

避難先については、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、当該病院及び市が受け入れを要請し、避難準備を整えます。

【 病院等の避難フロー（基本例） 】



※避難指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(2) 通学・通所施設等の避難等

通所施設は警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し

引渡しを開始します。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始めます。

学校等は、県が別に定めるマニュアル等により、児童生徒等が在校しているときの学校等毎の避難等について定めるものとします。

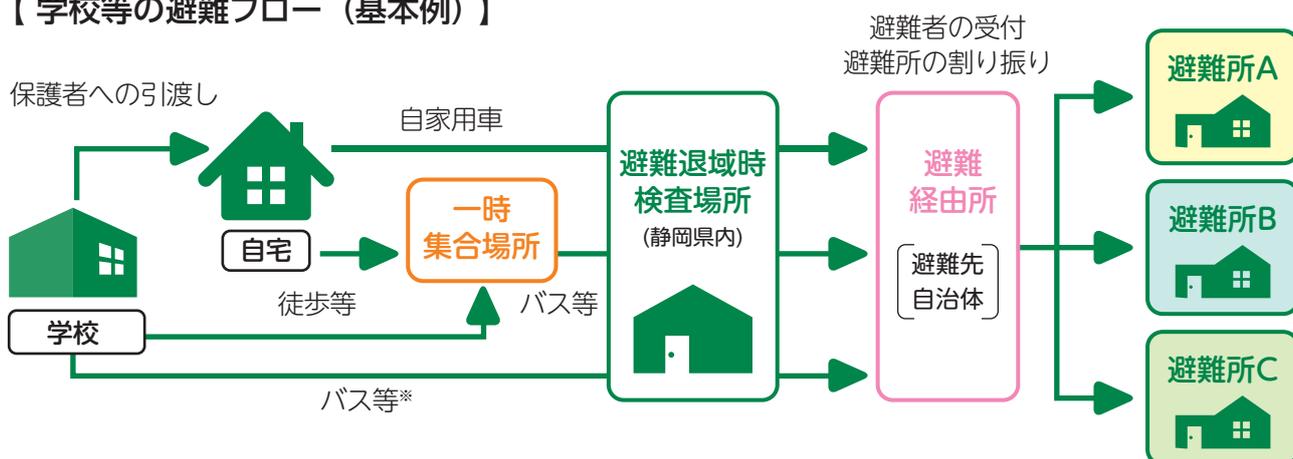
学校等は、警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動等を中止し、速やかに児童生徒等の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒等は学校等に留め置くこととなります。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒等を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続します。

放射性物質が漏洩し、市から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者へ引渡しは中断し、教職員は、在校児童生徒等と市町が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難します。

教職員等が、児童生徒等を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行いますが、引き渡し場所やルールなどについては現在検討しています。

【学校等の避難フロー（基本例）】



※保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受ける。）。

< 要配慮者、通学・通所施設等の避難に関する課題 >

● 要配慮者の避難対策

要介護の方、重篤な状態にある方の避難先については、入所施設・病院への搬送が必要となりますが、避難先については避難を実施する段階での調整となっているため、事前の調整ができないことや、搬送車両の確保などについて検討する必要があります。

● 避難先での児童・生徒等の引き渡し

教員等が引率しての避難を実施した際、保護者等への引き渡しの場所、手続きについて予め検討しておく必要があります。

(3) 屋内退避施設

避難指示が出た際に速やかな避難行動を取ることができない要配慮者対策として、国の補助金を活用し、屋内退避施設の整備を進めます。

<放射線防護対策実施済みの施設>

施設の種類	施設名	施設管理者	所在地
公民館（避難所）	小笠南地区 コミュニティセンター	菊川市	菊川市高橋字谷田3669-1
公民館（避難所）	嶺田地区 コミュニティセンター	菊川市	菊川市嶺田1272-1
社会福祉施設	和松会 デイサービスセンター	社会福祉法人 和松会	菊川市猿渡260-1

9 避難所

避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は、避難先自治体で対応するものとし、できる限り速やかに本市及び避難住民に引き継ぐものとします。

避難者は、避難所への避難が完了した時点で、避難者が「避難所運営委員会」を組織し、避難所運営委員会が定めたルールに基づき避難所運営を開始する。なお、避難所運営のためのルールについては、避難先自治体ごとに作成している避難所運営マニュアルを基本とし、避難所ごとに異なる事情をマニュアルに反映させ、運用するものとします。

< 避難所に関する検討事項 >

● 避難所運営の初動体制の確立

避難生活を送るために、重要な要素とされている避難先でコミュニティ（自治会等）の再編をスムーズに行う手順等について検討する必要があります。

また、避難所開設後は、速やかに避難者による避難所運営を実施するため、避難所の自主運営についての理解を得る必要があります。

● 避難所への物資の提供の方法

避難所で必要となる資機材、食料などは避難元である本市が用意する必要があります。

国、県、避難先自治体の協力を頂きながら必要な資機材を調達する方法と、広い範囲に開設された避難所へ平等に物資を提供する手法などについて検討する必要があります。

● 避難所間、避難所と市災害対策本部との連絡体制

広い範囲で避難した住民の皆さまと市との連絡体制について検討する必要があります。

10

今後の検討課題

本計画の実効性を高めるため、今後、主に下記の課題に対する検討を国・県及び特に大きな責務を有する原子力事業者である中部電力株式会社（※）をはじめとする関係機関等を交えて進め、計画への反映及びマニュアルの作成等を進めていきます。

（※）原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要がある。（「原子力災害対策指針」抜粋）

(1) 今後、関係機関等と協議を進め、避難計画へ反映していく課題

- 避難退避時検査及び簡易除染の実施体制の確立、並びに検査場所候補施設の確定・拡充
- 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の拡充（道路状況の把握、道路啓開、緊急交通路での避難車両の通行、全国規模のバスの確保等）
- 避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策
- 複合災害時における効果的な屋内退避の手法
- 県内外避難先との詳細協議、協定等の締結
- 安定ヨウ素剤の緊急時における効率的な配布
- 独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
- 家畜、ペットについての検討
- 予測的手法の活用への検討

(2) 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- 避難先の体制構築（行政機能の移転、避難経由所・避難所の運営、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、メンタルヘルスケア、避難先自治体の求償方法等）
- 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保、関連スタッフメンタルケアの検討等を含む）
- 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）

問い合わせ先

静岡県菊川市役所 危機管理部
危機管理課 防災計画係 ☎0537-35-0923



※「菊川市原子力災害広域避難計画」は菊川市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>)



● 避難などに関する情報の取得方法

災害時には正確な情報の入手が必要かつ重要です。

平常時から情報入手の手段を確認しておきましょう。

(1) 平常時の情報収集

避難に関する事項及び屋内退避に関する情報などについては、下記の冊子に詳しく掲載しています。（※お手元に無い場合は、危機管理課窓口にてお渡しします。）

「**原子力防災のしおり**」（静岡県発行、平成29年3月全戸配付）

「**菊川市防災ガイドブック**」（平成29年4月全戸配付）

「**菊川市放射線防護の考え方**」（平成30年3月全戸配布）

(2) 非常時の情報収集

発災時、避難のために必要な情報については、下記の方法にて取得できます。

- **同報無線**（個別受信機も同時放送、同報無線音声確認サービス（TEL35-2133）で確認可）
音声により、避難に関する情報などをお知らせします。

- **茶こちゃんメール**（※事前登録が必要）

同報無線で放送した内容をメールで配信します。

※市内のイベント情報、火災情報など、日頃から市の様々な情報がメールで発信されますので、普段から登録しておきましょう。

茶こちゃんメール



- **菊川市ホームページ**

避難に関する情報を随時掲載します。



- **静岡県原子力防災ポータル**

環境放射線の状況、避難指示が出されている地域などについてインターネットを利用して確認ができます。

原子力防災ポータル



- **テレビのdボタン**（データ放送）

避難指示の状況などがテレビのテロップで確認できます。

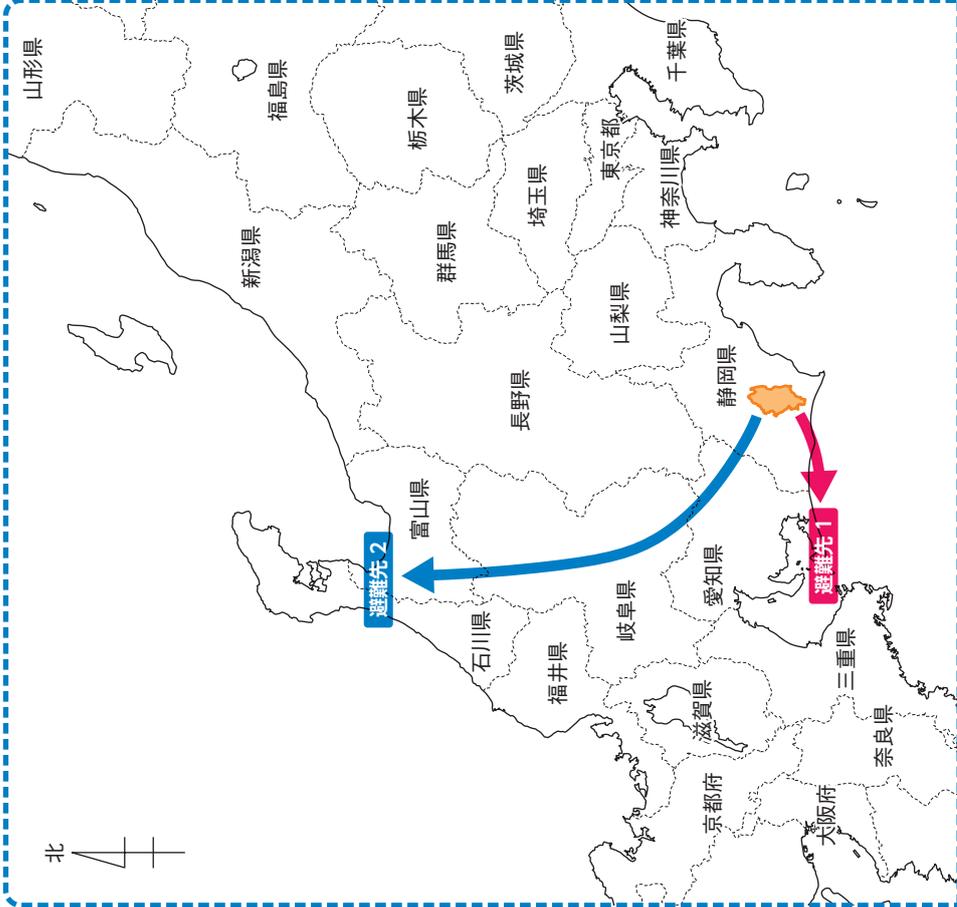


(3) 情報収集に関する注意事項

- 慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。
- うわさやデマに惑わされないようにしましょう。
- おとなりさん・ご近所さんと情報の確認をしあいましょう。
- 電話の使用は極力控えましょう。

浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要

＜菊川市原子力災害広域避難計画概要版 資料編図1＞



【避難先1】：単独災害時の避難先

浜松市、湖西市、愛知県豊橋市、愛知県田原市

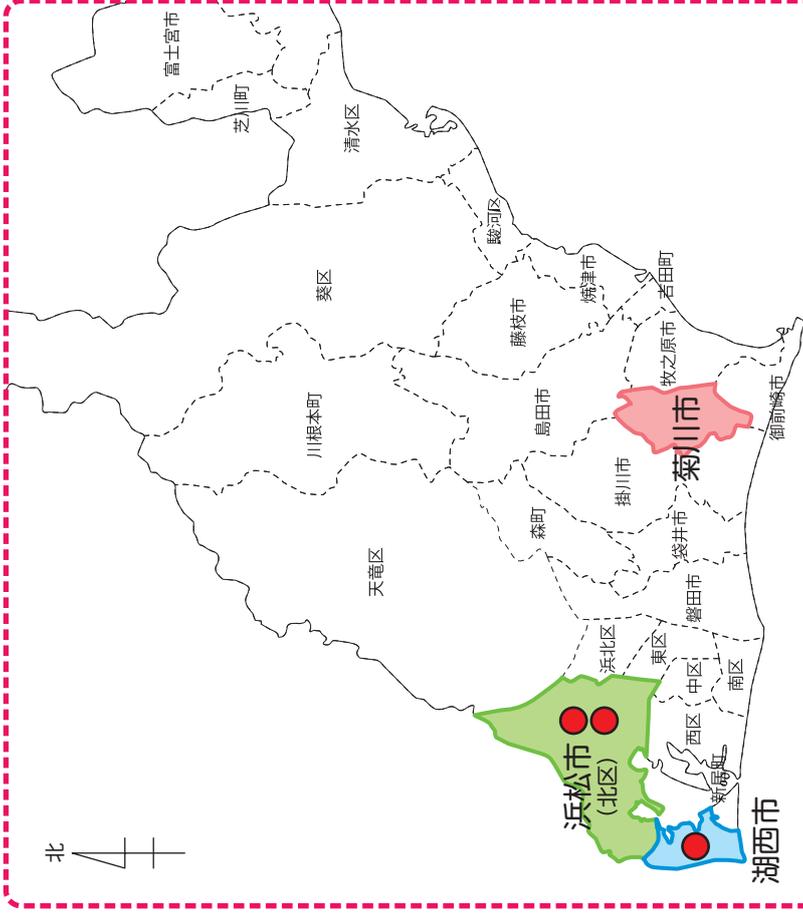
【避難先2】：複合災害時の避難先

富山県高岡市、富山県氷見市、富山県砺波市、富山県小矢部市

浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先の概要

浜松市・湖西市

＜菊川市原子力災害広域避難計画概要版 資料編図2＞



＜浜松市避難経由所＞

引佐総合公園 (浜松市北区引佐町井伊谷 3858-1)

引佐運動広場 (浜松市北区引佐町東黒田)

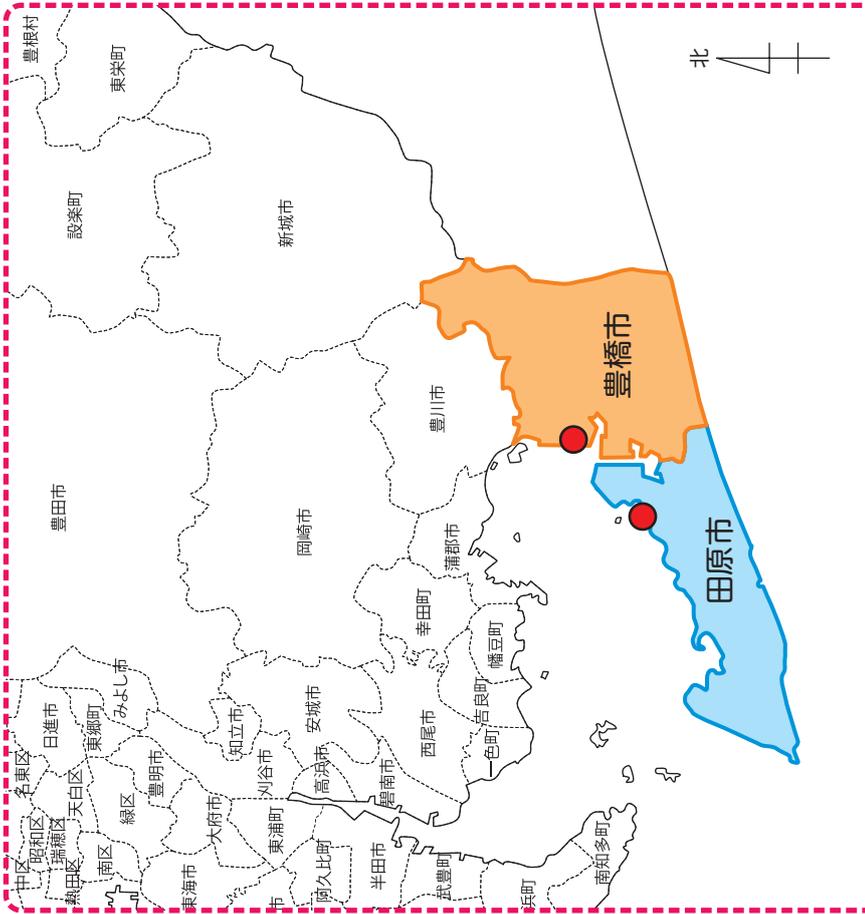
＜湖西市避難経由所＞

湖西運動公園 (湖西市吉美 830-1)

●は避難経由所の概ねの位置を示す。

愛知県豊橋市・田原市

< 菊川市原子力災害広域避難計画概要版 資料編図 3 >

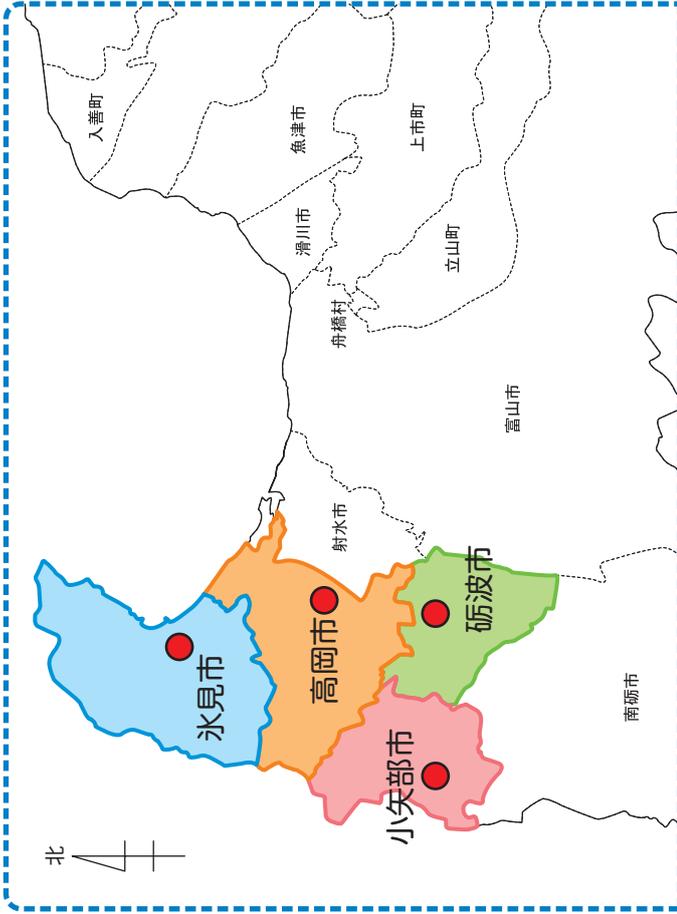


- < 豊橋市避難経由所 >
豊橋総合スポーツ公園 (豊橋市神野新田町字メノ割 1-3)
- < 田原市避難経由所 >
白谷海浜公園 (田原市白磯 5)

●は避難経由所の概ねの位置を示す。

富山県高岡市・氷見市・砺波市・小矢部市

< 菊川市原子力災害広域避難計画概要版 資料編図 4 >



- < 高岡市避難経由所 >
高岡スポーツコア (富山県高岡市二塚 428-1)
- < 氷見市避難経由所 >
氷見市ふれあいスポーツセンター (富山県氷見市鞍川 43-1)
- < 砺波市避難経由所 >
砺波総合運動公園 (富山県砺波市柳瀬 241)
- < 小矢部市避難経由所 >
小矢部運動公園 (富山県小矢部市平桜字岡山 200)

●は避難経由所の概ねの位置を示す。

避難先 1

避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所

＜菊川市原子力災害広域避難計画概要版 資料編表 1＞

避難単位	地区	一時集合場所	避難経路上に設けられたいずれかの検査場所	避難先	避難経由所	避難所
1	小笠南地区	みなみやま会館	避難経路上に設けられたいずれかの検査場所	浜松市	引佐運動広場 (浜松市北区引佐町黒田)	避難経由所で指示
2	小笠東地区 (布引原・丹野・古谷を除く)	くすりん			引佐総合公園 (浜松市北区引佐町伊谷 3858-1)	
3	小笠東地区 (布引原・丹野・古谷)				湖西運動公園 (湖西市吉美 830-1)	
4	平川地区	ひらかわ会館		湖西市	豊橋総合スポーツ公園 (愛知県豊橋市神野新田町メノ割 1-3)	
	嶺田地区	みねだ会館				
5	横地地区	横地地区センター		豊橋市	田原市白谷海浜公園 (愛知県田原市白磯 5)	
	加茂地区	加茂地区センター				
	内田地区	内田地区センター				
6	六郷地区	六郷地区センター		田原市		
7	西方地区	西方地区センター				
8	町部地区	町部地区センター				
	河城地区	河城地区センター				

避難先 2

避難単位ごとの一時集合場所、避難先と避難経由所

＜菊川市原子力災害広域避難計画概要版 資料編表 2＞

避難単位	地区	一時集合場所	避難区域時 検査場所	避難先	避難経由所	避難所	
1	小笠南地区	みなみやま会館	避難経路上に設けられたいずれかの検査場所	砺波市	砺波総合運動公園 (富山県砺波市柳瀬 241)	避難経由所で指示	
2	小笠東地区 (布引原・丹野・古谷を除く)	くすりん		小矢部市	小矢部運動公園 (富山県小矢部市平桜字岡山 200)		
3	小笠東地区 (布引原・丹野・古谷)	くすりん (小笠東小学校)		砺波市	砺波総合運動公園 (富山県砺波市柳瀬 241)		
4	平川地区 (上平川・池村・堤を除く)	ひらかわ会館					
	平川地区 (上平川・池村・堤)						
	嶺田地区	みねだ会館					
	横地地区	横地地区センター			高岡市		高岡スポーツコア (富山県高岡市二塚 428-1)
5	加茂地区	加茂地区センター					
	内田地区	内田地区センター					
6	六郷地区	六郷地区センター					
	西方地区	西方地区センター		氷見市	氷見市ふれあいスポーツセンター (富山県氷見市鞍川 43-1)		
7	町部地区 (柳町を除く)	町部地区センター		高岡市	高岡スポーツコア (富山県高岡市二塚 428-1)		
	町部地区 (柳町)	西方地区センター					
8	河城地区	河城地区センター		氷見市	氷見市ふれあいスポーツセンター (富山県氷見市鞍川 43-1)		